【2】　作付（収穫）面積、生育及び被害の状況について

作付(収穫)面積の増減理由、生育及び被害の発生状況等について、記入してください。

作付(収穫)面積の増減理由：	生育、被害状況：

【問い合わせ先】

名　　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　ＦＡＸ番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

公　　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第３９４号

宮城県岩沼市たけくま１丁目13番３号　ピュアハート105

債務者　新井　健浩

1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３３号

新潟県柏崎市四谷２丁目３番13号

債務者　吉岡　俊行

1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第４０号

新潟県柏崎市大字上田尻2914番地25

債務者　村田　　徹

1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第３４号

北海道砂川市西一条南５丁目１番26号

債務者　徳田　俊介

1　決定年月日時　平成22年４月12日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第３５号

北海道芦別市上芦別町218番地の６

債務者　山中　義和

1　決定年月日時　平成22年４月12日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第３６号

北海道空知郡上砂川町字鶉248番地19

債務者　百々　照義

1　決定年月日時　平成22年４月12日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第３７号

北海道滝川市滝の川町西８丁目３番３－3304号　みずほ団地

債務者　戸嶋　　努

1　決定年月日時　平成22年４月12日午後２時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第２１号

青森県上北郡横浜町字家ノ前川目32番地11

債務者　秋田　信義

1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
青森地方裁判所十和田支部